

〈確定稿〉

令和6年度 第2回 千代田区都市計画審議会議事録

1. 開催年月日

令和6年10月25日（金） 午前10時00分～午後0時06分
千代田区役所8階 区議会第1・第2委員会室

2. 出席状況

委員定数20名中 出席19名

出席委員 <学識経験者>

【会長】岸 井 隆 幸	（一財）計量計画研究所 代表理事
村 木 美 貴	千葉大学大学院教授
加 藤 孝 明	東京大学生産技術研究所教授
丹 羽 由佳里	東京都市大学准教授
三 友 奈々	日本大学助教
村 山 顕 人	東京大学大学院教授

<区議会議員>

岩佐りょう子
小 枝 すみ子
桜 井 ただし
はやお 恭 一
林 則 行
春 山 あすか

<区民>

石 垣 曜 子
岡 田 悠 貴
里 見 久 美
中 原 秀 人
服 部 記 子
諸 亨

<関係行政機関等>

小 林 仁 麹町警察署長（代理出席：宮本交通課長）

出席幹事

村 木 久 人	政策経営部長
藤 本 誠	環境まちづくり部長
加 島 津世志	環境まちづくり部まちづくり担当部長

関係部署

川 又 孝太郎 環境まちづくり部ゼロカーボン推進技監

〈確定稿〉

神 原 佳 弘	環境まちづくり部環境まちづくり総務課長事務取扱 環境まちづくり部参事（連絡調整担当）
山 崎 崇	環境まちづくり部環境政策課長
千 賀 行	環境まちづくり部道路公園課長事務取扱環境まちづくり部参事 （連絡調整担当）
須 貝 誠 一	環境まちづくり部基盤整備計画担当課長
武 貴 志	環境まちづくり部建築指導課長事務取扱環境まちづくり部参事 （連絡調整担当）
柳 晃 一	千代田清掃事務所長事務取扱環境まちづくり部参事 （連絡調整担当）
山 内 智 誠	環境まちづくり部住宅課長
榊 原 慎 吾	環境まちづくり部麹町地域まちづくり担当課長
碓 谷 克 幸	環境まちづくり部神田地域まちづくり担当課長

庶務

前田美知太郎	環境まちづくり部景観・都市計画課長
--------	-------------------

3. 傍 聴 者

23人

4. 議事の内容

議案

【報告案件】

- （1）秋葉原駅前東地区のまちづくりについて
- （2）幹線街路補助線街路第55号線の変更について
- （3）二番町地区のまちづくりについて

5. その他

《配付資料》

次第、席次表、千代田区都市計画審議会委員名簿

千代田区都市計画審議会条例・運営規則、千代田区都市計画審議会諮問文（写）

資料1 秋葉原駅前東地区のまちづくりについて

資料2 幹線街路補助線街路第55号線の変更について

資料3 二番町地区のまちづくりについて

〈確定稿〉

6. 発言記録

【景観・都市計画課長】

皆様、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、進めさせていただきます。

本日は、誠にお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。私、事務局の景観・都市計画課長、前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。大変恐縮でございますが、座って進めさせていただきます。

本日の会議でございますけれども、ウェブ、リモート会議と併用で開催をさせていただきます。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、初めにマイクの操作につきましてご案内申し上げます。委員の皆様のお手元に一人1台ずつ、マイクのほうをご用意をさせていただいております。右のボタンを押していただきますと赤いランプが点灯いたしますので、その点灯を確認後、ご発言を賜りたく存じます。また、大変恐縮でございますが、発言が終わりましたら、もう一度右のボタンを押していただきまして赤いランプの消灯を確認いただきたく存じます。

それでは、ここからは岸井会長のほうに議事の進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

おはようございます。少しお待ちください。大丈夫ですか。すみません。少々お待ちください。席がない状態になっているようで、連絡の行き違いがあったようでございます。

お待たせをいたしました。令和6年度第2回の都市計画審議会を開会いたします。

先ほど事務局から説明がございましたが、リモート参加と併用ということで開催をいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

※全委員異議なし

【会長】

リモートの参加の委員の方は、三友先生。

【景観・都市計画課長】

三友先生となります。

【会長】

お一人だそうです。加藤先生はお越しになりましたので、三友先生お一人がリモート参加ということでございます。

それでは、まず、本日の出欠状況等について事務局から報告をお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

〈確定稿〉

はい。本日の出欠状況につきましてご報告をさせていただきます。

加藤先生、ご参加いただきましてありがとうございます。

本日の欠席のご連絡を頂いていますのが、麴町消防署のほうから、山口委員が欠席する旨のご連絡を頂戴してございます。代理及びリモートでの出席を含めまして、定数20名中、出席19名、欠席1名となっております。都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の数の過半数に達してございますので、審議会は成立することをご報告申し上げます。

また、議事に入る前にご報告がございまして、6月の任期更新に当たりまして、新たに学識経験者委員となりました丹羽委員につきまして、前回、審議会をご欠席されておりましたので、ここでご紹介をさせていただきます。

丹羽由佳里委員でございます。

【学識委員】

初めまして。丹羽由佳里と申します。東京都市大学で環境学部の准教授をしております。前回、講義と重なってしまいまして欠席となりました。すみませんが、本日からどうぞよろしくお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、岸井会長、進行のほどよろしくお願い申し上げます。

【会長】

はい。それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいりたいと思います。いつものとおりですが、まず傍聴のご希望の方はいらっしゃるでしょうか。

【景観・都市計画課長】

はい。本日、傍聴の希望者でございますけれども、定員50名のところ19名の方々から傍聴の希望がございました。また、本日、傍聴を当日希望ということで4名の方がございましたので、空席がございますので希望を受け付けているといった状況でございます。なお、本会場での傍聴者は20名までとなりますので、その他の皆様におかれましては、隣の第3、第4委員会室のほうで、テレビ映像による傍聴をお願いしているところでございます。

傍聴をお認めいただいてもよろしいでしょうか。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

※全委員異議なし

〈確定稿〉

【会長】

はい。よろしくお願いいたします。
それでは、誘導をよろしくお願いいたします。

※傍聴者入室

【会長】

それでは、傍聴者の方に注意事項を申し上げます。本会議では傍聴者の発言は認めておりませんので、ご了承を賜りたいと思います。また、傍聴中に声を出すことや審議会の運営を妨げる行為はご遠慮をお願いいたします。お願いを聞き入れていただけない場合は途中退席ということもございます。よろしくご理解をください。

本日の終了予定時間は12時となっているようでございますので、ぜひ、委員の方にもご協力をよろしくお願いいたします。

では、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

はい。配付資料の確認をさせていただきます。お手元に配付資料がございますので、ご確認をお願いいたします。

初めに、資料番号がないものといたしまして、次第、席次表、委員名簿、千代田区都市計画審議会条例及び運営規則、諮問文の写しをご用意させていただいております。

続きまして、資料番号を付しているものといたしまして、資料1から3まで、資料1、秋葉原駅前東地区のまちづくりについて、資料2、幹線街路補助線街路第55号線の変更について、資料3、二番町地区のまちづくりについてでございます。

過不足等ございましたら、会の途中でも結構でございますので、事務局のほうまでお申しつけいただきたく存じます。

また、1点、補足のご説明をさせていただきたく存じます。

お手元の中に諮問文の写しをご用意させていただいております。ちょうどこの条例と運営規則の後ろのところにA4一枚の紙となっております。こちらは次第にもございますように、本日、報告案件3件となっておりますけれども、三つ目の二番町地区のまちづくりについてにつきましては、既に都市計画決定済みの案件でございまして、本審議会の中で答申を頂く案件ではないといったところから、諮問文の記載の案件からは除かせていただいているところでございます。ご承知おきいただきたく存じます。

資料については以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】

はい。今、お手元にお配りいただいております席次表がございしますが、丹羽委員さんの横に加藤委員さんがお座りでございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

〈確定稿〉

それでは、報告案件、今日は3件でございますので、順次説明をお願いしようと思います。
まず一つ目は、秋葉原駅前東地区のまちづくりについて、事務局から説明をお願いいたします。

【神田地域まちづくり担当課長】

神田地域まちづくり担当課長です。

それでは、秋葉原駅前東地区のまちづくりにつきまして、資料1に基づき説明させていただきます。また、資料内容をスライドで補足して説明してまいりますので、よろしくお願いいたします。

本件は、前回、7月の当審議会でも、市街地再開発事業と高度利用地区、2種類の都市計画提案が準備組合から提出された旨、ご説明させていただきました。本日は、前回以降の検討状況と今後の進め方につきましてご報告させていただきます。

まず、当地区の位置、現状と課題、検討経緯について、資料1ページ目にて確認させていただきます。

最初に、計画地の位置ですが、地図中にJR秋葉原駅がございます。駅東側には国道4号線の昭和通りがございます。それを挟んだ東側の区域が対象となっております。昭和通りに面し、総武線の南側に赤で囲ってある部分、約0.6ヘクタールが再開発事業検討区域となっております。6月20日付で、都市計画法第21条の2の規定に基づき、市街地再開発事業と高度利用地区の二つの都市計画提案がされた部分となります。また、当該計画地は、青線の囲みで示す神田佐久間町地区地区計画区域内に属しております。

まちづくりの経緯ですが、平成10年に神田佐久間町地区の地区計画が決定しております。その後、平成16年には、二度、地区計画の変更を行っております。平成28年以降、先ほどの赤囲みのエリアともう少し東側までの範囲の地権者の方々と、再開発等の勉強会が行われ、平成30年に赤の区域内で準備組合が設立されました。令和6年に入り、6月には準備組合から周辺への説明会が実施され、都市計画提案がされたところまでが前回審議会で報告した段階となっております。

経緯の最下段ですが、7月審議会の後、8月23、24日の2日間で、区による神田佐久間町地区地区計画の変更方針に関する説明会を実施しました。提案された再開発については、区として進めていきたいという点、また、再開発検討区域については、地区計画を変更していきたいという点を説明し、2日間ともにその方針について大きな異論はなかったところです。

続いて、地区の現状と課題ですが、9月の視察にご参加いただいた委員には現地も見ていただいたところですが、1点目としまして、地下鉄秋葉原駅のバリアフリールートです。地下鉄の改札は駅の北と南にあり、地上へのバリアフリー動線は、北改札付近からJR秋葉原駅側に向かう1か所しか設けられておりません。昭和通りの東側は地下鉄のバリアフリールートが未対応となっているため、地域にとって大きな課題となっております。

課題2点目として、昭和通りの歩行者ルートと滞留空間不足です。歩行者がJR秋葉原駅と昭和通り東側を横断する箇所は、JR高架線路下部の1か所しかなく、特に昭和通り東側には滞留空間がないことから、信号待ちの歩行者で大変混雑する交差点となっております。

3点目として、JR高架線路沿いの交通環境です。高架線路沿いの区道は幅員4.5メートルほどで、白線引きもなく、人と車の分離がされていない状況です。先ほど示したとおり、昭和通りを歩行者が横断できる箇所は高架線路下部しかなく、昭和通りを渡る歩行者はこの道路に集中してくることになります。特に朝

〈確定稿〉

夕の通勤・通学時は非常に危ない状況にあります。

4点目として、防災・防犯上の課題です。地区内にはクランク形状で見通しの悪い私道の細街路が3本ございます。また、駅前ということで飲み屋さんが多く、夜間にここを通らざるを得ない地域の方々や小さなお子さんにとって、防犯、治安に対する不安があります。また、地区内の建築物の耐震化状況は3分の1にとどまり、災害時の不安もある状況です。

続いて、上位計画とまちづくりの方針となります。こちらは画面のスライドのみとなります。千代田区都市計画マスタープランでの当地区の書き込みの部分の抜粋となります。

赤丸で大きく囲っておりますが、C1、秋葉原駅周辺の拠点エリアを示しております。そのエッジ部分に当地区は該当しております。また、地区別方針においては、安全で歩きやすい歩行者空間の確保、防災性の向上に向けた建て替え、道路空間創出の推進、そして秋葉原駅とまちをつなぐバリアフリールートの確保を進めると記述があります。

改めて当該再開発計画検討区域の位置を示しております。佐久間町地区の西端はありますが、秋葉原駅前の立地、昭和通り沿道において、その場所でしか解決のできないまちの課題や都市マスの方針に対応する形で、準備組合は再開発の内容を取りまとめ、提案してきております。

提案された再開発の整備イメージとなります。お手元資料は2ページ目となります。

まちづくりの方向性として、秋葉原駅前の周辺地域をつなぐ新たなにぎわい拠点の形成を目指し、秋葉原駅前拠点の強化、大街区化による一体的整備・更新、地域の玄関口となる駅前空間の整備、地域のコミュニティ強化、安全で快適な歩行者ネットワークの構築の五つの実現に向けて、市街地再開発事業と高度利用地区の二つの都市計画提案がされております。

特に注目すべき点として、地下鉄秋葉原駅の連絡通路部と計画地を接続し、長年の地域課題であった昭和通り東側のバリアフリールートが確保されることとなります。また、地下鉄駅から接続した開発計画地内には、地上地下一体式の駅前広場を整備し、新たな地域の玄関口が形成されることとなります。

次に、提案された都市計画の一つ目、高度利用地区についてです。区域面積は昭和通り中心までを含み約0.6ヘクタールとなります。現況用途地域は全域商業地域となっております。指定容積率は、昭和通り側が800パーセント、東側については500パーセントとなっております。街区全体としては平均635パーセントとなります。

高度利用地区では、用途、容積率の境と同じゾーンで分けをし、地区西側をAゾーン、地区東側をBゾーンに設定します。各ゾーンの面積については、各々0.3ヘクタールとなっております。

容積率の最高限度については、Aゾーン、10分の115ということで1,150パーセント、Bゾーンは10分の85で850パーセント。各々既存の容積率に対して350パーセントの割増しとなります。

表欄外に米印で表記してありますが、全体の平均容積率は985パーセントとなります。

また、敷地外周部は3メートルの壁面の位置の制限を定めるとともに、そのほかにも高度利用地区指定時に必要な内容を表のように定めることとなります。

続いて、提案された第一種市街地再開発事業についてです。

区域面積につきましては、高度利用地区と同じ区域設定となりますので、約0.6ヘクタールとなります。

公共施設については、既存施設の道路状況をそのままという形になります。

〈確定稿〉

建物計画につきましては、延べ面積約5万2,500平米。主要用途は、計画イメージにもありますが、事務所がメインとなり、上階には住宅、低層部には店舗が入る予定です。建物の高さの最高限度については118メートルとなっております。

今回の都市計画法に基づく提案制度によって、今後、手続が進められていくこととなりますが、スライドで示しておりますが、上から2段目にある土地所有者等から法21条の2に基づく提案を現在受理しております。提案を受理した都市計画決定権者、今回提案された2種類の都市計画の決定権者は千代田区となります。区として提案された都市計画を決定する場合、または決定しない場合、ともに手続上、当審議会へ諮っていく必要がございます。

今般の提案について、区として都市計画決定していくべきものとして、左のフローで進めてまいりたいと考えております。そのため、既存の神田佐久間町地区地区計画につきましては、区として変更して手続を進めてまいります。

この後、地区計画の変更内容の説明はいたしますが、地区計画変更素案に関わる16条手続を行い、その後、案の作成を行います。この段階で提案された2種類の都市計画も区の場合といたしまして17条手続を行い、最終的に地区計画変更、再開発事業、高度利用地区の三つの都市計画を審議会に付議してご審議いただく流れとなります。

次に、再開発に関わる都市計画提案を受け、区として地区計画変更に関する考え方と内容を説明してまいります。お手元の資料は3ページ目となります。

まず、画面のスライドの資料のみとなりますが、現在の神田佐久間町地区地区計画の地区区分と範囲を示しております。昭和通り沿道のA地区からH地区と八つの地区に細かく地区が区分されております。それぞれ地区計画による制限がかかっている状況です。

また、タイプとしては、用途別容積型と街並み誘導型を併用した千代田区型の内容となっております。今回の変更では、提案された再開発検討区域を新たにA-2地区として地区区分を追加してまいります。

また、地区計画の目標方針においては、駅前拠点としての高度利用促進、駅前での立地特性を生かした交通結節点強化と地下鉄バリアフリー化、歩行アクセスの向上、地域コミュニティの強化・環境美化・治安対策の向上などに関する要素を追記してまいります。

また、再開発事業にて整備する広場や歩道状空地、地下通路を地区施設として位置づけ、整備の担保をしっかりと取ってまいります。

広場につきましては3か所、1号として昭和通り沿いに地上地下一体式で920平米、2号は地区東側に230平米、計画地南側に3号の広場として140平米を位置づけます。また、敷地外周部には幅員3メートルの歩道状空地を位置づけ、歩行者の安全な空間を確保してまいります。

そして、広場1号と地下鉄秋葉原駅を結ぶ地下連絡通路として、幅員3メートル、延長14メートルを地区施設として位置づけます。

次に、地区整備計画のうち、建築物に関する事項ですが、再開発事業検討区域は、現在、A地区及びC地区にまたがった位置に属しております。今回、新たにA-2地区という地区区分を設定し、0.6ヘクタールの区域をA-2地区といたします。それに伴い、既存のA地区、C地区につきましては、それぞれ地区面積0.3ヘクタール減少する形で地区の面積を調整いたします。また、A-2地区については、具体的な地

〈確定稿〉

区整備計画を定めていきますが、高度利用地区で容積率はコントロールされているため、地区計画の制限としては定めていかない方向といたします。

また、敷地の最低限度や壁面の位置の制限、高さの最高限度については、高度利用地区や再開発事業の提案内容を踏襲する内容で制限内容といたします。

次に、重なる部分ではありますが、地区整備計画のうち用途制限については、風俗用途などの禁止、ワンルームマンションを一定規模に抑える制限を定めてまいります。こちらの制限は、従来から、既存の地区計画でAからH地区全ての共通ルールとなっております。それを横引きするというような形で制限として置いておきます。そのほかの項目については、表に記載の内容となっております。

また、既存地区計画の計画図には、壁面の位置の制限を示す位置図がございます。今回、A-2地区に定める3メートルの壁面の位置の制限を新たに壁面の位置の制限4号として図に加えてまいります。

最後になりますが、今後の予定です。最上段に本日の審議会の日付がございます。この後、11月下旬より、都市計画法第16条に基づき、神田佐久間町地区地区計画の変更素案の公告・縦覧、意見書提出期間を設けてまいります。その後、年明け2月には、提案されている市街地再開発事業・高度利用地区、また地区計画の変更、三つの都市計画について、それぞれ案を作成し、公告・縦覧、意見書提出期間を設けてまいります。こちらは法17条の手続となります。それらが終了した後、3月の当審議会において三つの都市計画案を一括でご審議していただきたいと考えております。

説明は以上となります。

【会長】

はい。ただいま説明がございました秋葉原の案件に関して、ご質問、ご意見があれば頂きたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【区議会委員】

失礼しました。1点、ご質問をさせていただきたいと思います。見学会もさせていただきまして、状況はよく分かっているつもりです。

その中で、地域貢献の考え方なのですけれども、先ほど風俗やワンルームは禁止ですと。これは確かに当たり前だと思うのですが、この地域全体を見たときに、もっと何ていうのですかね、地域全体がよくなるというような誘導の仕方ができないだろうかと思うのですけれども、細かい質問をする時間がないので、ざっくりと言ってしまうと、この上に住宅が附置をされる内容になっておりますけれども、この地区計画のエリア全体は、C地区、Fも含めて、割と老朽化した建物が多いのではないかと思います。かといって、全部再開発をするということは、恐らく無理だと思うので、そうした建て替え時の仮住宅とか仮店舗、そういった仮移転先として活用するであるとか、何か大手町でもそういう大規模な公共用地を使って開発をしていったというのがあるので、この補助金を出すこうした案件に関して、もっと公共的な位置づけを調整していくということが必要なのではと思うのですけれども。いつも都市計画がかかってから考えますと言われるのですけれども、都市計画がかかるともう考えられませんかと言われるので、前回も言いましたけれども、

〈確定稿〉

そうした内容について検討はされたのか、もしくは区のほうから何か、もっとよくなるための提案というのを、事業者側の提案だけではなくて何かそうした調整を図っていくアクションがあるのかどうか。350パーセント容積緩和をし、補助金を出すわけですから、もし補助金の想定もあれば、お答えいただきたいと思います。

以上です。

【会長】

はい。いかがでしょうか。

【神田地域まちづくり担当課長】

神田地域まちづくり担当課長です。まず、育成用途の部分になってくるのかなと思います。今回、その住宅につきましては、分譲方式ではないとまず伺っております。なので、一定程度その住宅の戸数は生まれてくると思いますが、その持ち主、オーナーさんの中で賃貸利用、全部が自用でお住まいになるわけではないと思いますので、そういった中で、仮住宅というか、住み替え住宅として一時的に賃貸で扱えるとか、そういうものは、場合によってはあるのかなとは思いますが。具体的に都市計画の制限として、そういうもので使わなければいけないというところまでは踏み込んでやっていないという状況です。

もう一点、補助金につきましては、現段階では具体的にその辺をどうするかという形については、区としてまだ詳細協議までは至っておりません。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【区民委員】

素朴な疑問なのですが、1月1日に能登半島で大きな地震がありまして、7階建てのビルが倒れました。その原因というのが、杭が折れてしまったというのが原因で、報道によりますと、これからビルを解体して、その基礎部分については国土交通省がなぜ折れてしまったのか、これから調査・検証するということなのですが、実験によりますと、直下型の地震が起きた場合、地盤の弱いところに建てた建物は、その地盤が固いところに建てた建物よりも揺れ幅が大きくなってしまいます。そういう結果が得られたとのことなのです。

神田地域は、こういってしまうと何ですけれど、シルト層が40メートル以上あるすごく軟弱な土地でして、今回118メートルの建物を建てた場合、能登半島みたいに直下型地震が起きた場合、杭が折れないか、倒壊しないか、すごく心配になってしまうのです。晴海や豊洲でも超高層のマンションがたくさん建っていますので、今さらという感じはするのですが、何か今までの基準ですと駄目なような気がしまして、分かっている範囲で教えていただければと思います。

【神田地域まちづくり担当課長】

〈確定稿〉

担当課長です。地震時の構造的な検証という部分ですが、一般的に杭の長さだとか、基礎の構造については、建築基準法において安全性を確認していかなければいけないというところになっておりますが、超高層の計画につきましては、その基準がさらに強化された形で個別検証をしていかなければいけないという状況になっておりますので、かなり精密にそこら辺の構造、耐力上問題ない、その地盤の状況がどうだとかというものは検証された上で設計工事が進められるという認識でございます。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

【区議会委員】

何点か質問させていただきます。3点ほど質問させていただければと思います。

まず、私は、立場的にいきますと、地域課題を解決するために、この再開発というものの必要性を地域にしておりますので十分理解しております。その辺につきましても、夕方の本当にJRのほうに渡るところもいっぱいになっていまして、非常に安全性について課題を感じています。と申しますのも、日通の本社がこの地域に行き、そしてまた凸版印刷、そしてYKK等々、大手の企業がかなり集まってきている状況でございます。ですので、そこの課題と、そしてまた先ほどの説明の中で、耐震化率が3分の1と言いながら、緊急輸送道路にも面しているということなので、この耐震性についても地域課題を解決すると。そしてまた日比谷についての地下道路については、実は本当に地域の希望する課題でありましたので、この辺をこの再開発とともに地域課題を解決できるという点においては、非常に必要なことだと感じています。

その中で、確認だけ3点ほどさせていただきたいと思います。

まず、地権者の同意率について、昨今、外一がなかなかいい数字が出ていないということなので、この辺のところ、前回、数字を確認しておりますが、改めて現在の同意率がどういう状況なのか。そしてまた、ここは私道がほとんどだと思うのですけれども、区道の何ていいますかね。率がどうなっているのか。特に3点目については、運営の話になって、都市計画のこととはあまり関係ないことかもしれないのですけれども、地域としては非常にこの佐久二、平河のほうとなると、地域でおみこしもあり、そして非常に地域の活動をやっております。そういうことからしたときに、この継承をするために、どのような運用上の、それを一つとしてエリアマネジメントとかということがあろうと思うのですけれども、分かる範囲でお答えしていただければと思う。

3点、同意率の件と区道の件と、そして今後のこの運用を地域のつながりをどうやって継承していくのか、この辺のところについてお答えいただければと思います。

【神田地域まちづくり担当課長】

担当課長です。3点質問を頂きました。

まず、同意率というところをまず1点目、お答えさせていただきます。同意率につきましては、今回、都

〈確定稿〉

市計画法21条の2に基づく提案制度が受け付けております。その段階で既に法定上、土地所有者及び借地権者のそれぞれ3分の2以上がないと提出できないという形になっております。

実際に数字的に申し上げますと、所有権者については14名いらっしゃいます。借地権者15名、合わせて29名という形になります。所有権者上の同意率は71パーセント、借地権の同意率が73パーセント、平均で72パーセントという数字になっております。

2点目、当該区域については私道が多い状況だというご認識、そのままでございますが、区道については、今回、その街区内に存在しておりませんので、区道を再編した再開発という形にはなっていない状況になります。

3点目、出来上がった後の再開発と地域との運用だとかコミュニティ的な部分だと思いますが、まず今回、特に東側の広場につきましては、広場2号になりますが、こちらは、積極的に地域で活用していただきたいということで、準備組合さんのほうも提案していただいております。

特にその仕様として、防災を強化するようななかまどベンチであるとか、そういったものも用意して、有事の際も活用のできる広場と聞いております。当然、そういった神田で、やはり重要なにぎわいをつくる、重要な祭りのときの神酒所、現在は道路内で神酒所を開設しているところをこういったところでも活用できるというふうに検討はなされていると思います。

一方で、やはり再開発をやったところだけがよくなればいいということではなくて、しっかり波及効果を周辺に出してほしいということも、区としてお願いはしておりますので、そういった地域の連携をさらに強めるという部分を今後、取り組んでいきたいと思っております。

【会長】

はい。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ

【区議会委員】

その他地域との連携というところを少し再確認させていただきたいのですけれど、私自身、ここのエリアはそんなに詳しいわけではないのですけれども、4町会連絡協議会という形で、当該地区以外のところも含めた町会でこのまちづくりについての勉強会がスタートしたという中で、今回のA-2だけが先行して再開発が進んでいくことで、ほかの地域にどのような影響が起きているのか。今後は、この全体のまちづくりの在り方についてはどのように協議していくのか。その他地域とここのA-2の関係性について、区としてどのように捉えて進めていくのかというところだけ再確認させてください。

【神田地域まちづくり担当課長】

担当課長です。佐久間町地区全体の中でここだけが再開発していくのかというところでは、様々ご意見等もあったかと思います。ただ、やはり秋葉原駅前、昭和通りのこの場所で、かなり山積みの課題があるということで、そういったものはこういった共同化、再開発の契機をもってしないと解決できないだろうとい

〈確定稿〉

うところも、地域の中で、ある一定程度やはりご理解いただいているかと。またそういったものを改善してもらうようなことをやってくれるということで推進していただいているのかなというところです。

一方で、再開発に入らないというか、ほかの区域がどうなっていくかということについては、やはりそれぞれ平成10年に地区計画を決めてきている中では、更新の進んでいるところもありますし、逆にあまり地区計画の効果ができていないというところも、地区全体の中を見るとございます。

8月の区の説明会においても、その辺、具体的に地域の方からお声が頂ければ、我々も積極的にそこら辺は議論していきたいとお伝えはしております。なので、今回、駅前の課題に直視している部分については、この計画を進めさせていただきたいというところも、その説明会でお話はさせていただいておりますので、まずはここを進めつつ、この効果というものをまたほかの部分でどうしていくかというのは、引き続き地域の声をしっかりと受け取りながら、また再開発とこのほかの周辺地域がいい形で融合するような形のソフト事業も含めて、検討していく必要があるのかなとは感じております。

【会長】

はい。よろしいですか。

どうぞ。

【区議会委員】

すみません、1点だけ。先日、ここら辺を見せていただきまして、ここのエリアがまず耐震的にも課題があるから、このエリアの建て替えによつての課題は解決されるでしょうけれども、周辺の地区全体がやはり災害にとても弱いエリアなのではないかと。多分消防車も入れないような道がたくさん密集していて、看板やお店などもかなり集中しているエリアで、このA-2地区の再開発によつて、防災的な拠点として、広場自体はそんなに広くはないのですけれども、どれぐらい地域防災の向上のための拠点的な機能をつけられるのか。どういう考えで、今日の頂いたまちづくりの説明の中には、いわゆる地域防災の拠点的な考え方というのは示されていないので、もしそういうところが話合いの中で示されているようでしたら、ご説明いただけますでしょうか。

【会長】

はい。防災に関する質問ですね。

【神田地域まちづくり担当課長】

担当課長です。地域防災の貢献であるとか対策という部分です。確かにここの佐久間町地区というのは特徴的で、関東大震災でも燃えなかったエリアですので、既存、そのまま昔ながらの道路割が残っている状況にございます。

そうした中で、区画整理がされないで現状に至っているというところでは、細い道が多いというところもございます。一方で、地区内の有効空地だとか公開空地も、なかなか現状ないというのも実態です。付近であれば、佐久間公園というのは神田佐久間町三丁目のほうに、地区の真ん中のほうにあります、あとは和

〈確定稿〉

泉町のパークサイドプラザの、あるいは和泉公園があります。

まさにこの佐久間町地区に限って言うと、あまりオープンスペースも現在存在していないという中で、今回、かなりの量がまず生まれてくるというのは言えるのかなと。また、断面イメージ図であります、2階という低層部の部分で、事務所、オフィス、エントランスフロア的なものをつくって、ここでは帰宅困難者の受入空間とかも考えられてはいるというところで、特に昭和通りの東側については、なかなか大きいグリッドの敷地がないという中で、こういう部分が新たに生まれてくることによって、今よりはかなりいい防災、災害には対応ができてくるのかなと感じております。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

ほかには特にご意見はございませんか。

どうぞ。

【学識委員】

A-2地区の建築物等の高さの最高制限が118メートルで、現行が40メートルですから、およそ3倍になります。高層の街並みを目指していた地区計画の中に超高層の建物ができるので、景観インパクトは無視できないと思うのですが、この高さ制限を変えることに関する景観インパクトについて、これまで検討会や説明会でどのような議論があったのか教えてください。

【会長】

はい。いかがでしょうか。

【神田地域まちづくり担当課長】

担当課長です。まず、高さの考え方について、今回の再開発の共同化を推進していく中で、やはりそこは入りの部分で区と事業者側で議論になっております。

そこにつきましては、もともとの従前の地区計画、前回の審議会でも若干触れておりますが、現在の地区計画では、高さの最高限度は昭和通りは40メートルのところなのですが、総合設計制度を活用する、また、そもそも大規模敷地で貢献していくようなものについては、高さの制限を適用除外としております。そういった意味では、佐久間町地区全体として、大規模なものはもう別のルールを適用していくんだよという考えの下で、佐久間町地区は考えられています。

なので、街並み誘導として、個別の機能更新を進めていくためには、36だとか40メートルという高さのキャップは入りますけれども、大規模はそこには収まり切らないだろうということは、もともと想定しております。

一方で、118メートルがいいのか、悪いのかというところです。昭和通りの向こう側、西側については、秋葉原がまさに区画整理で行った大規模群がございます。そういった中で、大規模群の中でも最長高さが、画面が今ちょうど出ておりますが、秋葉原駅を東西に断面としてつくっておりますが、UDXであるとかダ

〈確定稿〉

イビルさんだとか、あの辺の区画整理、秋葉原の開発によってできたものが大体150とか100以上、150ぐらいのところで群をなしていると。一方で、昭和通りを挟んだ東側については、なかなか個別の敷地がまだ細分化されている状況で、そういう群がないというところで、今回、都市マスでも秋葉原周辺地区、拠点地区ということで、まさに昭和通りのところまでは拠点の位置づけを持たせているというところで、秋葉原全体の中での拠点の中に、当地区については位置づけて考えております。

やはりどうしても、景観の議論も今回しておりますが、総武線沿いに東西に長い敷地形状になっております。それがもっと延びてしまうと、どんどん長壁が長くなっていくという傾向にありますので、今回は、建物をなるべくスリム化して、また分節するような形で、高さ、神田川側から見たときの壁にならないような形にしたかどうかというのを再三、景観アドバイザー会議でも言われていて、そういった部分について調整をしてきました。

なので、圧迫感だとかそういったものについては、分節だとかそういったデザインの工夫で対応していきたいというところですが、高さの118メートルについては、先ほどまでの従来の説明で対応してきたところです。

【学識委員】

ありがとうございました。先ほどご説明があったように、説明会では特に大きな異論はなかったということなので、今のこの高さの件についても特に大きな異論はないという理解でよろしいでしょうか。

【神田地域まちづくり担当課長】

担当課長です。異論というか、高さについてご質問自体は正直複数ございました。なぜ118なのかというところですね。ですが、その118について反対を明確に言われているということでもなかったのかなというところで、我々としては今回の計画、提案に基づく内容を事業を含めてトータル的に進めていきたいと考えております。

【学識委員】

はい。よく分かりました。ありがとうございました。

【会長】

ほかはよろしいでしょうか。

では、なければ私から1点だけ。先ほどのご質問の答弁の中で、本地区については区道がないというお話がありましたが、これ、本地区はどこだというふうに思うかにもよるのですけれど、資料1の第一種市街地再開発事業の施行地区の図面を指すとすれば、区道は一部入っているように思うのですが、どういう理解をすればよろしいでしょうか。

【神田地域まちづくり担当課長】

担当課長です。資料1の2ページ目でございます。今回、2段目に、公共施設の配置規模ということで、

〈確定稿〉

再開発事業施行区域内については、西側の昭和通りの道路中心まで。また、北側、南側の区道については、その道路中心までを再開発区域としております。

一方で、この既存の道路については、特段、拡幅だとかは行わず、現状の敷地と道路の境界線をもって敷地という扱いになります。

再開発事業区域としては、道路区域も既存の区道だとか国道の区域は含まれますけれども、再開発事業後の施設整備の中で具体的に拡幅していくという公共施設はございません。

【会長】

はい。そういう理解でよかったということですね。

特にほかに質問はございませんですか。

最初にご説明したとおり、今日は報告3件でございますので、特に決議をするような内容ではないので、次に進めてまいりたいと思います。

案件の二つ目は、幹線街路補助線街路第55号線の変更。まず説明をお願いしたいと思います。

【景観・都市計画課長】

それでは、報告案件の二つ目、幹線街路補助線街路第55号線の都市計画変更につきましてご案内を申し上げます。お手元の資料、または同じものを画面に投影させていただきますので、確認しやすいほうをご覧くださいいただければと存じます。

まず、表紙のところでございます。今回、資料のほうですが、5ページ、五つの項目にてご説明を申し上げます。

おめくりいただきまして、1ページ、ご覧になっていただいてよろしいでしょうか。

初めに、都市計画道路事業の概要につきましてご説明をさせていただきます。都市計画道路でございますけれども、都市間の物流や移動を担う重要な都市インフラでございます。主な種別といたしまして、波紋上に広がる環状線、環状線から放射状に延びる放射線、それらを補う補助線がございます。

左下のところ、都市計画道路の機能でございますけれども、都市計画道路には、交通機能以外にも空間機能や市街地形成機能、防災機能など、様々な機能を有しているといったものでございます。

右上、区内の都市計画道路でございます。区内には、青、黄色、紫ということで色をつけさせていただいてございますが、72路線、都市計画道路がございます。その多くは戦災復興として計画がなされたものとなっております。

右下、この計画範囲に係る建築の制限でございますけれども、記載のとおり、3階建てまで、そして10メートル以下、そして壊しやすい構造とするなど、そういった制限がかかってございます。

次のページに進めさせていただきます。2ページでございます。東京における都市計画道路の整備方針についてでございます。

現在、都、区、及び市では、連携の上、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を定めました事業化計画を策定してございます。平成28年3月に現行の第四次事業化計画、こちらが策定されてございまして、検証の結果、千代田区では都市計画道路としての整備の必要性が確認できなかった路線、見直し候補路線に3

〈確定稿〉

路線が指定されてございます。そのうち千代田区が所管いたしますのは、本日ご案内をさせていただきます補助線街路55号線でございます。

おめくりいただきまして、3ページをご覧になっていただければと存じます。2ページの整備方針のフローチャートをこちらのほうで整理するに際しまして、四つの基本目標、将来的なネットワーク機能を評価いたしまして、見直し候補路線の位置づけがなされているといったものでございます。

その後、ページの右側となりますけれども、区でも詳細な路線の調査、地権者との意見交換会を行うなどして、この間進めてまいったといったところでございます。

続きまして、4ページでございます。今回、都市計画手続を行っていきたいと考えております補助線街路55号線でございます。告示日でございますけれども、昭和21年4月25日ということで、戦災復興として計画がなされてございます。昭和50年に都から区へ事務移管されていまして、現在、担当しているというものでございます。

千代田区による検討でございますけれども、前ページと重なるところはございますけれども、交通量調査、また整備した場合、しなかった場合の周辺交通量への影響などを調査分析を行ってございます。結果といたしまして、都市計画道路として整備すべき基準の交通量を満たしていないこと、整備した場合と廃止した場合、いずれも将来交通量の変化が少ないことから、見直し候補路線としましては、都市計画道路として整備しなくとも交通機能への影響がないことを確認してございます。

また、補助線街路でございますけれども、路線と路線、路線と重要拠点、これを結ぶものでございますので、見直し候補路線と合わせて、こちらは左下の図で申し上げますと、東西のところ、紫がかっているのですが、赤枠で囲っておりますここを一体として廃止の手続を取っていきたいというふうに考えてございます。

意見交換会につきましては、廃道路線の沿道の土地建物所有者の方でございますけれども、重複する方などを除きまして39名の方に周知をさせていただきまして、開催をさせていただいてございます。

意見といたしましては、南北のプリンス通りに係る交差点部分の影響、またプリンス通りの今後の見通し。プリンス通りというのが、こちらの左にある南北を結ぶ路線でございます。仮に整備された場合の対応等について、また既に整備済みの部分の取扱いについて、そのほか、隅切り等を整備しないことによりまして容積率が下がることについて、歩道幅について、固定資産税について、今後のスケジュールについてということと意見を頂いているところでございます。

おめくりいただきまして、5ページをご覧になっていただきたく存じます。記載のとおりで進めてまいりたいと考えてございますけれども、来年の2月中旬を目途に、説明会や案の縦覧など、都市計画法の17条の手続等に入ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

駆け足で恐縮でございますが、ご説明は以上でございます。

【会長】

はい。ただいまの説明に関してご質問、ご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

【区議会委員】

〈確定稿〉

本件については、議会の中でもご説明を頂きました。そのときの議論を基に、今日の資料というのは非常に分かりやすい資料を作っていただいたのだというふうに思っております。

この廃止路線ということのその調査については、3ページのところにも、交通量の調査だとか、るる細かな調査をするのだというようなことでのご説明を頂いているわけでございますけれども、この路線が廃止をする路線ということで、2ページの一番下のところに3路線が指定をされて、千代田区が所管するのはそのうちの1路線、この55号だけだというような説明があつて、少しそこら辺のところが多分分らなかったのですね。

これは千代田区が所管するものですが、この千代田区内にあるそのほかの2路線というのは、どうなのでしょう。東京都なり、またほかのところ、道路管理者が所管をするということなのでしょう。

それと、併せて事前の、これは決定すれば当然こういう調査をするのでしょうか、その所管をされるところが、そういう廃止をするべき路線なのかどうかというようなことが、日常的に調査というのはされてきていたのかどうかということも含めて、お答えを頂きたいと思います。

【会長】

はい。いかがでしょうか。

【景観・都市計画課長】

はい。ご質問を頂いてございます。まず初めに、今回、見直し候補路線に位置づけられているところについてご案内をさせていただきます。

千代田区内3か所と申し上げましたが、一つは、大手町と日本橋をつなぎます補助線街路98号線ということで、東京都によりまして平成30年12月21日に廃止をされているといったところでございます。一部そこがまずあるといったところ。

もう一つは、ちょうど今、図で申し上げますと、補助線街路64号線といったところがございまして、こちらも見直し候補路線となつてございます。こちらは区道ということで、私どものほうでも担当をしているといったところでございますが、その所管というのが東京都という形になりますのは、こちらは接道する部分が区道だけではないといったところになりますので、検討の主体が東京都になるといったところで、手続等は東京都のほうと連携してやっていく形となつてございます。

そのため、3路線という中では、1路線は既に終わっており、1路線は東京都と連携して今後検討していく。もう一路線につきまして、今回、補助線街路55号線ということで、区のほうで所管していくといったところでございます。

また二つ目、交通量につきましてご質問を頂いてございます。交通量についてでございますが、この平成28年のときに、まず見直し候補路線に位置づけるための基準として、1日当たりの交通量、6,000台を基準にということで、まず設定がされてございます。その6,000台に満たないところについて、見直し候補路線といったところの状況になつてございまして、まず今回、そこにまず該当をしたといったところでございます。

あわせて、区のほうでも、実際、見直し候補路線に位置づけられた後に、ここの詳細の調査をしてござい

〈確定稿〉

まして、実際、交通量として6,000台に達しているかいらないか。実際はいなかったのですけれども、そのほか、歩行者、交通量とかを確認しながら、また、隅切りも含めて、車が円滑にこのカーブを曲がれるかどうか、そういったところも含めて確認をしたところ、現状のところでは拡張するといったところの必要性が見いだせなかったといったところでございますので、こういった今、廃止に向けた手続のほうをご提案をさせていただいているといったところでございます。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

はい。

【学識委員】

すみません。一つお伺いします。これは現道の幅員がどれだけで、計画道路幅員はどれだけだから、どれだけセットバックしないといけないのか。何か事前にお伺いしたときには、既に結構セットバックして建てられているということを伺っていたのですけれども、そのところを少し、次のときは資料に記載していただいたほうがいいかなと思うので、まず教えてください。

【会長】

はい。いかがでしょう。

【景観・都市計画課長】

ありがとうございます。承知いたしました。今後、資料の作成については工夫をさせていただきたいなと思います。

今回、今、アップで出すことができればと思いますけれども、計画の幅員としては15メートルというところで、15メートルにしていく計画がまずあったといったところでございます。

一方で、ここの部分でございますけれども、東西の北側のところは終わっているのですが、南北の今回の右側のところで申し上げますと、8、9メートル前後のところが出てくるかなと。アップで映りますかね。画像が粗く恐縮でございますが、そういったところで定点的になっているといったところでございます。

一方、歩道空地部分が確保されているという先ほどの話に申し上げますと、周辺で既に建て替えが行われている中で、歩道状空地として建物のセットバックが行われているといったこともありまして、一定の幅員が確保されているといったところで、事前説明のときには申し上げたと認識をしてございます。

実際、こうしてご覧になっていただきますと、東西ともに拡張がかかっているといった形になります。特に南側のほうに行けば、どちらかというと西側のほうにこの計画線がぐっと入ってきており、北側のほうに行くと東側のほうに計画線が入っているというような計画でございました。

【学識委員】

〈確定稿〉

はい。ありがとうございました。特に問題ないのだと思いますけれども、固定資産税が上がるはずなので、その辺りのご説明を地元でしっかりしていただければと思います。

【景観・都市計画課長】

はい。ありがとうございます。おっしゃるとおり固定資産税、こちらの計画線にかかっている部分につきまして、低減係数がかけられて、固定資産税の軽減がなされていると認識をしております。

その建物ごとに低減係数の考え方があるかと認識をしておりますが、そうしたところも周知を含めてしっかりと行ってまいりたいと考えてございます。

【会長】

はい。ほかにはいかがでしょうか。特によろしゅうございますか。

戦災復興のときにクランク状に本線が計画決定されていたということですかね。一部できていないということで、支線としてあったところが実際にはもう今はかなりそちらも使われているので、あえてこちらの本線のほうの拡幅をこれ以上やらなくてもいいのではないかと、そういうことですかね。

【景観・都市計画課長】

ありがとうございます。ご指摘のとおりでございます。

今回、このクランクになっているところは、本来の本線という位置づけではあったのですが、この左側のほうも使われているというところで、本線のところも立ち位置が変わってといった形になります。ご指摘のとおりでございます。

【会長】

大丈夫ですね。

はい。それでは、特にこれ以上なければ、3番目に入りたいと思います。報告案件の三つ目は、二番町地区のまちづくりについてであります。説明をお願いしたいと思います。

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。それでは、二番町地区のまちづくりにつきまして、お手元の資料3に基づきご説明をさせていただきます。資料の内容を画面上にも投影をさせていただきます。

本年3月の都市計画審議会以降、頂いております附帯決議に基づき関係機関である教育機関等への個別ヒアリングを実施してまいりました。7月に二番町地区の地区計画の変更を都市計画決定した後は、次のステップとして、お手元の資料冒頭に記載のとおり、附帯決議を踏まえ前向きに話し合える場を設けるべく準備を進めてまいりました。この度、区の考え方が一定程度整理できたため、概要についてご報告をいたします。

まず、名称については「番町次世代シンポジウム」という名称を予定してございます。

次に、開催の目的についてです。番町地域の住民の方々・事業者・関係機関など、参加者同士が対話を通して相互理解を深め、長期的な信頼関係を構築する第一歩とするために開催をいたします。

〈確定稿〉

続いて、構成としては、区内に在住・在勤・在学の方、概ね30名程度を募集いたします。番町地域がもう少しこうなったら、こんな活動があったら、近隣の方々とつながりたいというお考えをお持ちの方にぜひ今回ご応募いただきたいと考えてございます。

時期につきましては、当初、年内の開催も想定をしていたのですが、現状、令和7年1月中旬の開催に向けて準備をしてございます。

会場は区役所を考えてございます。

続いて、実施の概要です。番町地域への思いやアイデアを出し合っていていただいて、その中で二番町の日本テレビ計画で実践、実現すべきものを与件として整理いたします。その後、これまで寄せられた様々なご意見と合わせて基本計画への反映を日本テレビへ打診いたします。また、当日のテーマについては、あらかじめ区が定めることなく、ご参加いただいた方々から出た意見を基に対話を進めていただきたいと考えてございます。今回はフューチャーセッションと言われる手法を取り入れて、参加者同士が対話を通して未来に向けた「新たな関係性」や「新たなアイデア」を生み出すため、また、協力して行動できる状況をつくり出すための場と位置づけていきたいと考えています。

開催に当たっては参加者の話し合いを前向きに、またよりよいゴールへ導いていただくためにファシリテーターの方の役割が非常に大きいと認識をしております。このファシリテーターの方、経験豊富な企業へ委託を行うことで対応してまいりたいと考えております。また、専門的な知見に基づくご意見を伺うためにも学識経験者等にも参加を依頼してまいりたいと考えております。

区や事業者が行う説明とは大きく異なる取組で、今回定員も設けるため、どなたでもご参加いただくことは難しい形式となりますが、参加者以外の方々からも同時期に広くアイデアを募集することで多様な視点を補ってまいりたいと考えております。この募集に対して寄せられたアイデアについては、今回のシンポジウム当日、参加者の皆さんへ情報共有をし、話し合いの中で生かしていただくようにいたします。

なお、本日ご説明した内容については、広報11月5日号に掲載をするとともに、様々な媒体を用いて皆さんに周知をしてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、ご報告の内容は以上でございます。

【会長】

はい。それでは、ただいまの説明に関してご質問、ご意見があれば頂きたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【区議会委員】

同様の前向きに話し合える場合は、区議会の委員会でも報告があったのですけれども、そのときは12月、年内を目途で、いつどこで変わったのかが1点です。一応委員会で区民に知らしめるためにやったのが、全く名称も含めて何ら聞いてもいないので、別にいけないわけではなくて。もう一点が、1月中旬が、先生方はあまり関係ないのでしょうけれども、時期的に千代田区長選の真っ最中のときです。年内だったらまだいいと思ったのですけれども。選挙の真っ最中に入れるという、どういう意図で日程変更をされたのかを2点

〈確定稿〉

お答えください。

【会長】

はい。いかがでしょうか。

【麴町地域まちづくり担当課長】

まず時期について、ただいまご指摘いただいたとおり、先日の区議会環境まちづくり委員会で12月中の開催を目途にとご報告をさせていただきました。そこに向けて準備をさせていただきたいと考えていたのですけれども、その後、様々周知であったりご参加いただく方々の日程等を考慮した際に、12月ではなかなか開催のスケジュールを組むことが難しいことが分かったため、現在、1月中旬に時期をずらした形での開催を考えているところです。また、名称についても、当初明確に委員会の中ではこうした名称でやりますとまではご報告はできていなかったのですが、その後の検討の中で「番町次世代シンポジウム」という名称がよろしいのではないかと、こちらは担当で決めさせていただいております。

【会長】

選挙の関係についてご質問がありましたが、大丈夫でしょうか。

【麴町地域まちづくり担当課長】

時期について12月中から1月中旬ぐらいに時期をずらしているのですが、二、三週間の遅れで、本来の予定からずれてしまったところについては大変申し訳なく思っているのですけれども、選挙への影響を明確に懸念した上で時期を決めているということは考えておりません。

【区議会委員】

いいですか。ごめんなさい。少しかみ合わな過ぎるのですけれども、千代田区の広報は5日と20日に出していて、年内に開催するのであれば11月5日号に通知をかけないと人が集まらないので、取りあえずやらせてくださいねという形で議会で報告を受けたので、いろいろ議論はありましたけれども、年内に早いうちにやったほうがいいだろうとなったのですけれども、時期も極めて政治的にもまち的にもあまりよろしくない。まちは新年会等々の行事等々もありますし、お子さんたちも新学期が始まって大変だと。こういう時期に設定をずらしたのが何か意味が分からないのです。そこまで11月5日号の広報にこだわっているのであれば年内にやらなくてははいけないし、別に時期がどうでもいいのであれば、無理に11月5日号にするからあえてこれだけやらせてくださいといった報告が、言葉遣いに気をつけないといけなののですけれども、まるで包み隠している、虚偽ではなくて、何というの、かなり真つ当な話にはなっていないくて、また入り口でずれてしまうと感情的になってしまいやしないかという心配も含めて、かみ合うような説明をお願いできれば助かります。

【会長】

〈確定稿〉

はい。いかがでしょうか。

【麴町地域まちづくり担当課長】

開催のタイミングについては12月中を予定していたときも当然そうだったのですが、可能な限り開催の方法等がまとまれば早期に実施をしたいとこれまで検討してまいりました。その中で、11月5日での広報をもって12月中にと検討していたところではあるのですが、応募いただく方、もしかすると多数いらっしゃると思われることもあって、決して必要以上に前もった周知ではなく、ご応募いただいた方、仮にもし人数が多ければどなたにご参加いただくかを選んでいくことになるため、そういったお時間等を加味すると、当初タイトなスケジュールであったという認識もしていました。1月にずれ込むものの、なるべく早く実施をしたいという考えの下、検討していたところ、数週間遅れが生じている状況です。

【区議会委員】

最後にします。ここでやってもしょうがないのですけれども、議会の中でも準備ができていないのだったらもう少し周知を遅らせたほうがいいのかという議論も出たわけです。それを全部、いやいや、とにかく11月5日号に周知しないと困るのですとやっておいて、後からまだ決まっていないとかと言われるのは非常に、言葉が難しいです。ぱっと言えばあれでしょうけれども、不誠実な対応なのではないのかと。議会に対しても積み上げていきましょうねと、これまでの議論はリセットしていこうねといったところで、いきなり冒頭でこういうことをやられるのは、非常に不愉快で不誠実な対応というのが率直なところですが、もう一度責任ある方が時系列、どうしてこうなったのかという内部の事情でもあるのでしょうか、上からの声もあったのでしょうか、それも含めて説明をお願いいたします。

【会長】

はい。議会に対する説明との関係ですか。

【区議会委員】

区民に対してです。

【会長】

はい。

【まちづくり担当部長】

区長選は我々事務方としては時期に関して意識しておりません。

【区議会委員】

まちに影響があるのです。

〈確定稿〉

【まちづくり担当部長】

時期、12月であったのが、先ほど担当課長からいろいろな調整というところで説明させていただきましたけれども、構成の中で約30名の方々は募集するときに文章を出していただくという形を考えておりますので、出していただいたところの選定をしっかりとやっていく必要があるよねと。もともと最初からそういったところはあるのですけれども、やはりその期間をもう少し確実に取ってしっかりとやっていく必要もあるのではないかと。それだけではないのですけれども、そういったところと、委託関係とか日程とかを加味して1月になったところでございます。

【会長】

よろしいですか、そういう説明で。

【区議会委員】

いや、不誠実で不愉快だと言いましたので。

【会長】

議会との関係ですね。関係しますか。はい、ではどうぞ。

【区議会委員】

今、区議会委員からあったように、10月15日の10日前の委員会で、二番町のまちづくりについての報告を受け、るる議論がかなり委員会ではありました。そこから10日間で名称が決まり、構成の人数も20から30名にフィックスし、時期が12月中から1月中旬に変化したところは、この10日間で委員会が終わってから検討が進んでこうなると理解はしていますが、もう少し冒頭丁寧な説明を頂きたかったのが多分皆さん委員の感想かと思っています。

その委員会でもるる進め方について議論があった中で確認させていただきたいのですけれども、やはり委員会でも懸念をしていたのが、今まで二分していた中で、ここのまちづくりについて二番町の地区計画について声を上げることが控えてきたような方々こそ住んでいらっしゃる、まさに長い時間を過ごしていらっしゃる多様な方々の意見をちゃんと出せるようなシンポジウムにするべきではないかという中で、この検討が進んだ中でどのような告知方法を、もうあと11月5日の広報に周知するということでは原稿もほぼ出来上がっていると思うのですけれども。

【区議会委員】

刷っているのです。刷っているから不愉快で不誠実ではないのですかと。印刷してしまっているのですから。

【区議会委員】

どのような委員会の議論を受けて告知の仕方に反映されたのかを確認させていただきたいと思います。

〈確定稿〉

【会長】

はい。委員会との関係が十分に説明ができていないのではないかとありますが。

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。承知いたしました。まず、今回募集の人数については、委員会の際にまだ20名から30名程度というご報告をさせていただいたのですけれども、そのときのご意見等を踏まえて、今回は可能な限り数の中では上の30名を設定させていただいております。また、広報掲載をするに当たっては、名称をご提示した上でご参加を呼びかける必要があったので、委員会の時点でまだ決まった名称はお示しできていなかったのですが、広報原稿を用意する段階で、今回「番町次世代シンポジウム」という形で指定をさせていただいております。また、多様な意見をこの場で反映する必要があるだろうとも委員会の中でご意見を頂きました。そのために募集のツールとしては、これまでの広報だけではなくてというご指摘を頂いております。それを反映した考え方として、現状新たな手段として、千代田区ポータルサイトに登録されている方、こちらは4,000名以上いらっしゃるかと担当から聞いておりますが、こちらに登録されている方にプッシュ通知をすることで、なかなかこれまで議論に加わっていなかった方も含めて、今度こういった企画があるのでご参加いただきたいと投げかけていくことで、一つ多様な意見を生み出すためのきっかけになればと考えております。

【会長】

どうぞ。

【区議会委員】

形式的に行くと、今、環境まちづくりの所管の委員長、副委員長が知らなかったことについては大きな問題だと思っております。でも、今日ここの中での報告があった。一番確認したいことが、二番町、つまり日テレのところの開発についての賛成の方も慎重な方も、前向きなこの話合いを踏まえて、今後アセスメントに近いような調査をしようとして40時間の議案審査をしたのです。ですから、そのところが関係するとなると、慎重派も推進派もこのところは非常に重要なところになってくると思うので、形式的な、私は過激にガス抜きになるのではないのとまで言った矢先にこういう丁寧さに欠ける進め方についてはかなり課題があると思っておりますので、改めて確認したいと思います。

【会長】

議会との関係を確認することよろしいですか。

【区議会委員】

そうです。

【会長】

〈確定稿〉

議会との関係、ここは都市計画審議会なので直接的には議会の運営に関して何か物を申す場ではないのですが、これまでの説明と違うのではないかに関して、重ねて何か区から説明があればお願いしたいと思います。

【区議会委員】

加えて、これについてはここにも書いてありますとおり、都市計画決定を打つに際しての附帯決議を基にやる打合せだったわけです。それで今後はこれを踏まえて基本設計に入る前に様々な調査をするという約束になっているわけです。となると、この会議は非常に話し合える場は重要であると思うのですが、その辺の位置づけも含めて、どう今回のことを当初常任委員会に報告の内容が変わったことを正副委員長には確認しなかったのかも含めて、これは都市計画決定も打っていますので、その辺をお答えいただきたい。

【会長】

はい。いかがでしょうか。

【まちづくり担当部長】

議会に提出した資料とその時期に関しまして、変更になったところは、先ほど担当課長も述べたとおりで、そこに関しては大変申し訳なかったと思っております。当審議会からは、とにかく前向きに話し合える場を設定というご指示で、特にそれはどういう形でやるべきかをさんざん悩みながらこういった形で開催をしたと、ようやくというか、やっとたどり着いてきたところです。

今、委員が言われたような建物の整備に関する影響とか、そういったところに関して、前向きに話し合える場の最初からそういった話というのはまずはないだろうと考えております。それは今後どういった形で進めていく、前向きの場なのか、それともほかのところの場なのかもあると思いますので、それは議会でもいろいろご指摘がありましたので、説明する必要はあると思っておりますけれども、どのタイミング、どの場所でやるかに関しては、今後という話になってくるかと思っています。我々としては、附帯決議にある前向きに話し合える場、ここの実現を早期に進めていきたいという考え方でございます。

【会長】

はい。議会との関係においてはかなりいろいろご意見が出ていますが……。

今の関係する部分。では、お願いします。

【区議会委員】

都市計画審議会の中で、3月26日に決議する前に、附帯決議がなければこれを進めることはできないとされたものの内容との整合性を議会は言っていると思っておりますけれども、今日の本当はテーブルに都市計画審議会が議決を通すことは、非常にその後の成立も含めて重要なことで、この場に本当は決議の内容も置かれて、そしてその内容と本当に整合しているかの議論が必要だと思います。その文章のところを私は持っておりますので読み上げますと、事業の具体化に当たって、地区内の融和に向けて事業者・関係住民・

〈確定稿〉

関係機関などとともに真摯な努力を重ねると書かれています。ということは、先ほどほかの委員が言われた意見の対立による二分する事態という異例の都市計画審議会としての懸念に対して、場の持ち方についても苦言を呈したというか、宿題を与えたことからすると、議会に説明することは区民に説明することなので、その食い違いは非常に確かにまずいとは思いますが、そこを一步、すみません、あのときには11月5日号か11月20日号で広報ができると言っていたので、本当だったら11月20日号にしてくれれば、そのまた差が埋められたのではないかと思いますけれども。

その上で、前向きに話し合える場というのはごく一部の部分にしか応えていなくて、例えば事業者であるとか、例えば周辺の教育機関であるとか、そうした方たちが入れる内容にはならない可能性も大にあるとするならば、同時に、私が聞いたときには、もう一つちゃんとした説明会を、つまり誰でも参加できるものを同時並行でやると聞いていたわけです。そこがなくなってしまうと、まさに附帯決議の内容と離れてしまう。先ほどの道路の廃止でもありましたけれども、やはり知り得ること、それからちゃんとニュース等でフィードバックできること、あとは傍聴できること、発言ができること、誰も排除しないこと、その中で一番いいプランになっていく大事な段階に入っているところで、この場しかないという形で出てきてしまうと、附帯決議で約束されたこと、与えられた宿題が棚に置かれたままある場面だけが進んでしまい、また検討ステップで示されている日程も、基本計画がもう令和7年の1月、2月、3月ぐらいには出来上がってしまう状況になっているので、そうすると、やはり住民が起き去られてしまう状況をまた繰り返してしまうことに対する懸念は拭えないと思っています。

そこで申し上げたいところは、しっかりとみんなが参加できる開かれた説明会の場を同時並行でちゃんとやるべきではないか。そうしないと附帯決議に見合った内容にならないのではないかと。それから、環境アセスメントとか区民に記された基本計画より前にやりますよと言っていることについて、棚上げされていることについては、これをちゃんと早めて日程を明らかにするべきではないか。3点目は、アイデアを頂くやり方ですけれども、それはアンケートとしてはいいと思うのですが、そこに帰属、ちゃんと在住、在勤、あるいは通学、生徒であるとか、そういうことも書いておかないと、どういう立場の方がどんな意見を言っているのかが分からないだろうと思いますので、ここは恐らく都市計画審議会が3月に決める前と同じぐらい重要なところに入ってきて、遅れてほしくないし、もめてほしくないのもう一つ早い段階で都計審に会議にかけていただいて、別途ちゃんと協議をされる場が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】

はい。少し議論を整理させていただきますが、最初からずっと議論をされていた議会との関係において説明が十分ではないから、日程等の調整も含めて不適切ではないかという話については、議会と事務局で別途よくご相談を頂くことにして、都市計画審議会の議論としては、後半の、具体的にこういうことをやることについて、さらに皆様からご注意やご意見を頂くことになると思います。今のご質問の後半の趣旨の一つが、これ以外にそういう説明会をやることはないのかというご趣旨だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【まちづくり担当部長】

〈確定稿〉

すみません。具体的に何を説明する場を考えていらっしゃるのか、もう少しお聞かせ願えるとありがたいのですけれども。

【区議会委員】

附帯決議の中では、そこから導き出すと、事業者が日テレが地区の要望を受け止めながら、高さや容積率の上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げないという1文があるわけですが、地域融和に向けて真摯な努力、すなわち住民の声が反映されて、いろいろな考え方はあると思いますが、誰もが参加できて、区と事業者がしっかりと前へ出て皆さんの意見を頂く、そこにも専門家なりファシリテーターがちゃんとして、意見を頂きながら直接説明の場に出ていく場が必要だという話をしていたと思うのですけれども。何度でも言いますが、そういうことがないと、これだけを出されると、区民に向けて言っていた内容と変わってしまっているし、たった1回しかやりませんみたいな話で、本当に何の問題解決になるのかになってしまうので。この会議を区はやりたいというのだから多分努力なさるのかもしれませんが、それは事業者も主体的に参加していないし、関係住民も環境を心配する人も参加できなかったりもするし、関係機関も参加できなかったりもするので、そういう場の設定をしますよ、できますよと、世田谷とかほかではやっているわけです。ノウハウもある会社もあるし、そういう場をつくることをしないと、これだけが独り歩きすると、単に、何というのですか、ガス抜きとは言うかどうかはあれですが、この附帯決議の内容に沿った場にはなっていない。つまりこれは附帯決議とは別の一つの枝葉の設定であると考えれば、それはそれで意味があるのではないかと申し上げました。

【会長】

区と事業者がちゃんと出てきてくれますよねという話と、いろいろな方が発言できるのですよねということですね。そういう場が必要ではないかと。

【区議会委員】

そうです。

【まちづくり担当部長】

まさしく番町次世代シンポジウムは、先ほど委員が言われた事業者が要望を受け止める、住民の声がどんなものかを出してもらう。それだけではないと思いますけれども、それをどう受け止めるかだと思いますので、まずこれをやらないと次のステップに行かないのが我々の考え方です。多分、委員が言われている説明は、建物の形とか広場がどうなるかとか、そういったことと思うのですけれども、それはその次のステップになってくると思いますので、まずは融和を図りながらも話し合いをしてもらって、その中で事業者が受け止められることとか受け止められないこともあるかもしれませんが、附帯決議の中ではまずは前向きな場ということで指示されたと思っております。

【会長】

〈確定稿〉

今のご質問をお答えすると、例えば区と事業者の方がこの場にどんな立場で入っていらっしゃるのかだと思えるのですが、そこはいかがでしょうか。

【麴町地域まちづくり担当課長】

今回の番町次世代シンポジウムへの関わり方というご質問でよろしいですか。ということだと、まだ開催時期まで少し時間もあるので、明確に今の段階でこのようにしますとまでは決めていないのですが、皆さんがご意見を出しやすいのかが一番重要かと思います。それを担保するために、区と事業者の関わり方を考えております。その中で、ご意見を一緒に交わす立場に行くのか、ご意見を聞くような立場がいいのかについても、今後、運営を委託する事業者と一緒に望ましい形を考えてまいります。

【会長】

はい、どうぞ。

【区議会委員】

先ほど会長が議会の取りまとめと違うのではないかと。いろいろと整理をしていただきました。この案件については建築条例が議決をされて、今後、形をつくっていく上において様々な方々からいろいろとご意見もお伺いをする。そういう上において、今回提案があった二番町のまちづくりについてという話合いの場は大変大切だと私は思っております。そういう中で、先ほどご指摘がありましたけれども、議会の中でそのときに意見が出てきたことと今回お示しいただいたものの中には異なるものも何点か確かにありました。ただ、議会の中でも実は様々な意見があって、それで一つになかなかまとまらない中で取りあえずやってみようよと。こういうことは大切だからやってみようよということで、それで議会ではやる上においては執行機関からいろいろな提案があったわけですが、取りあえずやってみようということで終わった案件でございます。ですので、私の受け止め方とすれば、その中での議論を受けて執行機関で今回の名称とか時期とか広報による告知とか、そういったものが新たな形では出てきたことで、このところについては確かにあのときの内容とは違う、違うことに対しての説明が足りなかったかどうかは確かにあるかもしれないけれども、そういう経過を経て今回こういうまちづくりの話合いに、シンポジウムのご説明を頂いたと私は理解をいたしておりますので、先ほど会長のほうで、議会の中でのことと、この都市計画審議会でのお示しの仕方についての整理をしていただいたのですが、私からはそれに大変恐縮ですが付け加えさせていただきたいと思っております。

【会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、もう一度戻りまして、ほかの方からもご意見を頂こうと思っております。

では、お一人どうぞ。

【区民委員】

〈確定稿〉

昨年度の地区計画の変更に係る決議のときに、非常に附帯決議の前向きに話し合える場をつくりたいところはすごくこだわったところで、個人的にはすごく今回こういう場が設けられることは素直によかったなど実は受け取っていました。ですので、この場ですごく議員の方々からの、何というのですか、シンポジウムに対する感覚というか、その場をどういう場として捉えているかに自分自身と認識の差があったところで今ご意見も聞かせていただいていたところですよ。当時も地区計画の変更の際に、対立構造がある地域の中で、決議をすることによって次のステップに進めるのではないかという気持ちを持って決議に挑んだところもあり、こういうシンポジウムの場で本当に事業者に相對するというか、説明を求めるような場にしていいのかどうかを今聞いていて少し疑問に思ったところですよ。実際のところ皆さんの地域の方々とかここに参加される方がそういう形で事業者からのお話を聞きたいという形を希望されるのかもしれませんが、やはり決議を取ったものはある意味是としてというか、その後のつくり方というか、どういう形で進んでいくかについて、まさにこのペーパーにあるように、前向きに話せるような場となる、事業者とフラットというとな難しいのかもしれませんが、あまりそこに意見を言う場みたいな形ではないほうがいいのではないのかと感じたところですよ。

このペーパーだけ見ますと、そういう意味では、普通に私がこういう場になく、公募のペーパーを見ますと、本当に例えばママさんですとか、在学と書いているので、学生とかが本当にこのまちのことを考えたいという形で参加をする方もいるかと思ったのですけれども、仮にそこで事業者とこうなるといことだと、その温度感もあるのではないかと思いますので、この場をどうしていくかについては、しっかり区も発信をしていただいたほうが、応募される方の認識の齟齬もないのではないかと思います。

本当は、私がこの場で要望として言いたかったのは、今申し上げたような、ママさんですとか、二番町はやはり学校が多いところがずっと話題に上ってきていましたので、もう高校生も十分に大人としてみなしてあげて、今回のこの議論になかなか関わりづらかった若い世代ですとかをある意味枠としてしっかり設けて、公募の中でちゃんとそういう方の意見も聞きますということで、特別枠ではないのですけれども、そういう方々の意見も多世代で話し合えるような場づくりをしていただけたらいいのではないかと要望するつもりだったので、そこら辺、区の方の、もう時間もあまりないようなので、1月といってもすぐ来ると思いますので、もう少しこの場でシンポジウム自体についての進め方の考えを聞かせていただければと思います。

また、先ほどお話がほかの委員からもありましたけれども、本当に1回なのかは私も気になりまして、ぜひこういう場は継続してコミュニケーションを取っていくことが重要だと思いますので、そうであれば、もう最初からシリーズものというか、こういうテーマで今回は話していきますと明示されたほうが、実際関わる方についても参加しやすいですし、少し中長期的に考えていけるところに区民が関わっていける場づくりができるのではないかと思います。

以上になります。

【会長】

はい。区からいかがでしょうか。

〈確定稿〉

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。まず、今回開催するシンポジウムのご参加いただきたい方々ですけれども、議会の中でもご意見を頂いたように、多様なご意見が反映される場にするべきだろう、構成にするべきだろうというアドバイスを頂いております。そういった形が実現できるようにしたいと区としても考えておりまして、応募に当たっては性別を記載していただいたりですとか、年齢も記載していただくことで、応募いただいた方の中で可能な限り様々な多様性のあるご意見が頂けるような皆さんにお集まりを頂けるよう区としても考えてまいりたいと思っています。

また、子育て世代や学生に対しての参加を呼びかけるというお話もございましたが、先ほど千代田区ポータルサイトの登録者の情報発信についてご説明させていただきましたが、もともと子育て世帯の方々が行政手続をオンライン上でできるようにするために始めたサービスというところもあって、かなり子育て世代の方は多く登録されていると聞いています。20代、10代の周知の方法は引き続き課題としては残るのですけれども、多くの方々、これまで関わっていない方々に対して今回の取組をお知らせできればと考えてございます。

それと回数に関してご指摘を頂きました。1回限りと決めて開催するわけではございませんで、まず1回今回始めてみるところで、実施をした上で、お集まりいただいたご意見の中で、今後こういう形がいいのではないかと、そういうご意見も頂けると考えております。そのため、1回目に関しては区が事前にテーマを設定することではなくて、今ご指摘いただいたとおり、今後はテーマがあったほうがいいのではないかと、そういうご意見もあれば、ぜひその先を開催するのであれば運営の参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

【会長】

はい。取りあえずスタートを切ってみたいようです。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【区民委員】

私、スピード感が、、、非常に不思議に思っているのですけれども、今年の3月にかなりばたばたと都市計画決定をして、それで幾つか議論が煮詰まらない点を附帯決議で上げたわけです。それで、それを受け取った区役所とディベロッパーである日テレが前向きに話し合える場の設定に取り組んでいるわけですが、時間がかかり過ぎているし、アイデアについてもいつまでに合意をしましょうというお尻が決まっていないので、一体どのくらいの時間をかけて何を決めていくのかが非常に不明瞭な会議体になっているのではないかと思います。それで、そもそもこの会議体をつくるのは附帯決議に基づくわけですね。附帯決議には何を書いているかというと、二番町の地区計画の変更について、かなり住民とディベロッパーとの間の意見対立があった。これをできるだけ解消してよりよい合意事項に高めていきましょうというのが第1項で、第2項は、80メートル、700パーセントは上限を決めただけであって、この枠内で土地の利用も含めてもう一度き

〈確定稿〉

ちんとした議論をしていきたいと思います。そうすると、ここに頂いた資料3の中の目的ですが、仲よくしましょうねは目的ではなくて手段ですよ。よりよい雰囲気の中で合意を求めましょう。合意しなければいけないことは何かというと具体的な建築計画だと思うのです。したがって、建築計画をいつまでに決めましょう。そのために逆算して何と何と何を合意して、そのための会議体は何回ぐらいやらなければいけないですよという議論があつてしかるべきだとは思いますが、二番町の問題なのか番町地域全体の問題なのか、何を決めるのか、時間軸はどうか、この資料3では非常に不明確なので、私としては大きな違和感を持っております。ただ、これを実行していくのは区役所でしょうから、まず区役所が今日の議論を前提に、もう少し具体的な日程感と目的感を明確なものとして示していただければありがたいと思います。

以上です。

【会長】

はい。何かお答えになりますか。

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。スケジュールについてご指摘を頂きました。先日の委員会でも同様にもう少し具体的なスケジュールを落とし込んだ形での説明をできないかというご指摘を頂いたところですが、現時点で明確にまだいつのタイミングで、このシンポジウムが閉じた上で、次、要件整理をして基本計画はいつから始まるという明確なスケジュールをお示しできる状況ではございません。今後、決まったスケジュールがご説明できる段階になりましたら、その時点時点でこちらのほうでそういった情報提供は逐一行わせていただきたいと思いますと考えております。今回のシンポジウムを踏まえて、これまで都市計画手続等も通じて様々なご意見を頂いておりますので、そういったものを全て加味した上で要件を整理し、最終的には事業者計画の中に反映するよう求めていくのが今後の流れとしては想定をしているところでございます。具体的な建築計画をいつから始めるかについては、事業者の判断もあるので、ここについても明確にいつからというご説明は現時点ではできない状況です。

【会長】

はい。ほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【区民委員】

二番町の状況について少しご説明したいと思います。

前にもお話ししたことがあるのですが、二番町町会の中でお住まいの方は1,750名いらっしゃいます。地権者は大手不動産会社から区分所有の方まで全部入れて地権者は1,000名います。その中で不動産を所有していて、なおかつ住んでいる方、つまり自分の家があつて二番町に住んでいる方が何人いるかという180人です。残り約800につきましては不在地主がいて賃借している方が多いです。引っ越

〈確定稿〉

してきた理由が、やはり子育て世代です。区役所の次世代育成の助成金とか区の補助がいいのとか、あと治安がいい、あと学校がいい、そういった理由で子どもの頃に引っ越してきて、二十歳頃になりますともう二番町から出ていく循環になっております。

今回の二番町の日テレさんの再開発計画について16条をやったわけですが、賃借されている方は一時的に子育てのために二番町に住んでいる方が多いので、だから小学校から入って高校卒業したら出ていく。ですから、せいぜい10年ぐらいしかお住まいにならないので比較的関心はないです。やはり所有不動産を持っていてなおかつ住んでいる方たちは当然関心があるわけです。

16条をやった結果、賛成の理由としては、今、地下鉄有楽町線麴町駅はバリアフリー化されていませんので、エレベーター、エスカレーターができて便利になるとか、子育て用の広場ができてうれしいとか、歩道が広がってよくなるとか、あと地下にスーパーができる予定ですので買物が便利になってありがたいといった理由で賛成されています。反対されている方は何人かやはりいらっしやいまして、上に住んでいる方、住宅、マンションの上に住んでいる方、それは高いものができるとうとうしい、目障りだといった理由で反対されています。結果、賛成と反対の方の比率は、この3月の都計審でもありましたように、2対1、賛成が反対をダブルスコアで上回っておりまして再開発には賛成になりました。

今回、シンポジウムをやることですが、二番町のところの状況はそうですが、新しく日テレさんがつくるビルについて何の関係もない、関係がないというわけではないのでしょうけれども、近くにいらっしやる一番町、三番町、四番町、六番町の周辺地域の方については、高いものができればうとうしいとか、富士山が見えなくなるとか、神宮の花火が見えなくなるとか、そういった理由で反対はされるのでしょうけれども、でも、高さは80メートル以下と決まったわけですので、その内容をどうしていくかについて前向きに話し合っただけいたらありがたいと思っております。

以上です。

【会長】

はい。ご意見ですね。

はい、ではどうぞ。

【区民委員】

この目的の中で番町地域の住民・事業者・関係機関と明記されておりまして、また今までのお話の中でも住民の方がというお話がございました。また区民委員からも二番町の方のご意見をすくうことができたのですけれども、構成人数のところでは在住・在勤・在学となっているのです。そうすると、流動的な方と住んでいる方ではやはりニーズが違うと思うのですけれども、その中で、構成の30名の方をどういう割合で区はお考えになっていらっしゃるのかがまず1点目。2点目は、この地区のことにに関してはかなり議論をなさってきたようですし、現在も新聞広告と一緒にこれに反対しようという広告が入ってきています。そういう状況下において、構成人数を割り振る際、区に対して不信感を抱くようなことがなきにしもあらざと思えます。選ぶ際の透明性をどのようにお考えになっているのかは少し気になっております。ご返答をよろしくお願いします。

〈確定稿〉

【会長】

はい。どうやってこの30名の方を選ぼうとされているかですね。いかがでしょうか。

【麹町地域まちづくり担当課長】

はい。参加者が仮に多かった場合には選定という手続が必要になるところでございます。在住・在学・在勤の方を今回対象として応募をいたしますが、明確に構成割合として何人ずつとは決めてはおりません。ただ、議会でのご質問を頂いた中でも、やはり在住の方が多くなるような形が望ましいのではないかというご説明はさせていただいております。なお、参加申込書を今回応募いただく方には記入いただくのですが、その中で、番町の関わりであるとか、なぜこのシンポジウムに参加したいと考えていただけたかという応募動機等も記載をしていただきます。今、選定に当たっての透明性が必要だというご意見も頂きましたが、今回、応募が多数だった場合には参加申込書に書いていただいた性別、年齢、あとは番町との関わり、応募動機等を踏まえまして、区が全て選ぶことではなくて、当日ご参加いただく予定の学識経験者の方ですとか、あとファシリテーターの方々にご意見を頂いて、最終的にどういう30名であればいろいろなご意見が頂けるかという観点から、多かった場合の30名については決めてまいりたいと考えております。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

【区民委員】

一つ、先ほどポータルサイトを通じて呼びかけられるというお話だったのですが、呼びかけても概して意見がある人が手を挙げることになりがちで、ぜひ例えば地元の小学校のPTAとか保育園とか、そういうところを通じて積極的に呼びかけていただいて、そのときに区の区報に書けなかったような、例えばどれぐらいの時間参加しないといけないとか、土日なのか平日なのかとか、あと何回ぐらい予定されているかまで書いていただけると結構参加しやすい雰囲気になるのではないかと思います。

もう一点、私はフューチャーセッションに女性ので1回参加をしたことがありまして、そのときに感じたことが、最後のアウトプットがあまり最初明確でなかったのが、途中で議論が迷走した感がありましたので、ぜひ今日話し合われたような、何を出口にしている、どういうことをアウトプットにしているのかを最初に業者の方と明確にさせていただくと、こういう議論はやはり第三者が入るほうが、ファシリテーターがいるほうがすごく議論のポイントとか、例えば批判的ではなくて肯定文で意見を言いましょうとか、それだけでもすごく変わるもので、すごくいいアイデアだと思うので、逆にアウトプットのところを、ただ意見を聞きたいだけなのか、今後のところにつなげていきたいのかを業者さんと詰められるといいと思います。

【会長】

はい。なるべく幅広く皆さんに知っていただいてうまくまとめるということでしょうか。ありがとうございます。

〈確定稿〉

いました。

ほかにはいかがでしょうか。

ありますか、どうぞ。

【区議会委員】

すみません、最初に発言をさせていただいたのですけれども、グループワークと実は聞いていたので、グループワークからシンポジウムという形に変化したところは理解をしました。それで、シンポジウムも回数を重ねていくことであれば、やはりそこのどうやって例えば参加、傍聴とか、やはりまちづくりニュースとして還元するであるとか、そういう行き来を、ここに入っていない30名以外との、何というのですか、意思疎通は非常に重要と思うので、そこのところ、まちづくりニュースとかを考えているのか、それから開かれた傍聴も可能な形でやるのか。恐らく専門家の方々と相談するのでしょうかけれども、先ほど聞いた帰属については皆さんの質疑の中でちゃんとそこら辺は年齢も性別も帰属も変えていくことは理解をしますが、あとはそれがどういう開かれた運営の仕方をされるのかは気になるところで、ぜひアクセスの方法を教えてくださいたいと思います。

【会長】

はい。こういうことをやった結果をどうやって皆さんと共有できるかでしょうかね。いかがですか。

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。今ご質問の前段にあった進め方に関しては、グループワークの考え方は基本的に変わってございません。そういった内容で当日進行を進めることを現状は考えてございます。そのため公開した形でやるべきかどうかについては悩ましい部分もあって、ご参加いただいた方がご自由にご意見をいろいろ出していただくに当たっては公開という形ではないほうがもしかするとご意見が出しやすいという考え方もあると思っております。全て公開という形ではなくて、例えば今ご意見いただいたように、当日どういったご意見が出てきたかという公表の仕方については、何らかの形で皆さんに知っていただくという観点から考えてまいります。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ

【学識委員】

これまでの話を聞いていると、何かまだ企画がすごく曖昧な感じがするという印象です。都市計画審議会としては、この附帯決議にあった前向きに話し合う場として今回の企画がふさわしいかどうかだろうと思うのですけれども、今、全体を聞いた感じだと、本格的な前向きに話し合える場の何か準備会のような、何かそんなイメージという気がします。

〈確定稿〉

今日確認したいことは、今回取りあえず準備会的な1回を1月に開催すると。それで終わりではないことは確認しておいたほうがいいかと思います。それから、公開についても、準備会は限られた人数でしっかりと議論すればいいと思うのですが、最終的にはやはりどこかできちんと開かれた形で情報発信なり話合いの場、議論そのものをやはり見ていただくのほうがいいという気がします。

それから、最後3点目ですけれども、到達点というか目的ですが、先ほど区民委員が建築計画を合意すると言っていましたけれども、多分そこまで行くものではなくて、むしろ3月の都市計画審議会の採決も熟議によって最終決定に至ったよりかは、割とプリミティブな多数決という形になったわけです。それはやはり懸念事項があって、その懸念事項に対する理解に相当のばらつきがあったような気がするのです。懸念事項自体はあるのは間違いなくて、それについてもやはりきちんと正しい理解をして懸念を払拭していくのがまず第一段階の目標かと。加えて、今後基本計画、基本設計に入っていくと思うのですけれども、やはり空間のイメージとか使い方のイメージがコンセプチュアルでいいので、やはりきちんと地域全体で共有されると。これが第二段階の目的で、これは多分必須だと思うのです。区民委員が言われた建築計画みたいな話まで行くと、また賛否両論それぞれの価値観で意見があると思うので、その幅は多分一致はしないと思うのです。ですから、一定の幅を持った中でイメージをきちんと間違いなく事業者も含めて区役所も含めて共有していくことが重要だと思っています。

以上、コメントです。

【会長】

はい。今回いろいろ進め方に関しても皆さんからご意見を頂きましたので、こういうセッションは時々あちこちでやってはいますので、ここに書いていらっしやるとおり、前向きなアイデアを出し合うところからスタートをして、具体的に課題があるとすれば、そこをさらに突っ込んだ議論をしていく。多分そういう次のステップに向かう第一歩だと理解しておりますので、まずここを皆さんの応援を頂けるようにしっかりとやっていただければと思います。

よろしいでしょうか。お約束の時間を少し5分ほど過ぎましたが、それでは、今日の3件はいずれも報告でございますので、以上にさせていただきたいと思います。

事務局から最後に何か連絡事項があればお願いしたいと思います。

【景観・都市計画課長】

はい。ありがとうございました。

それでは、私から、最後に次回の予定のご案内をさせていただきます。次回でございますけれども、第3回といたしまして12月17日火曜日10時から区役所にて開催をいたします。ご予約のほどよろしくお願い申し上げます。また、第4回につきましても併せてこの場でご案内を改めてさせていただければと思います。来年3月26日水曜日午前10時から予定をしております。併せてご予約の確保のほどを大変恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〈確定稿〉

【会長】

はい。それでは、恐縮ですが、ご予約のほどよろしくお願いいたします。
それでは、以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

【景観・都市計画課長】

ありがとうございました。

〈発言記録作成：環境まちづくり部景観・都市計画課〉